

◎目標設定等支援・管理料とは・・・。

要介護被保険者等に対するリハビリテーションの実施について、多職種が患者と共同して患者の特性に応じたりハビリテーションの目標設定と方向付けをおこなうこと。

《対象者》

脳血管疾患等リハ、廃用症候群リハ、運動期リハを実施している要介護被保険者等  
 →65歳以上の者、40歳以上で特定疾病16種類に該当する者  
 介護保険の有無・転帰先については問われない

《算定要件》

対象者に対し、必要な指導を行った場合に3ヶ月に1回に限り算定が可能

1回目：250点      2回目以降：100点

- (1) 目標設定支援等管理料は目標設定を実施し、管理した場合に算定する
- (2) 医師及びその他の従事者は目標設定等支援・管理シートを作成し、患者に交付・写しを診療録に添付する。
- (3) 医師は以下の内容を患者、患者家族へ説明し、その反応を踏まえて必要に応じリハビリテーション内容を見直す。
  - ・ 治療経過
  - ・ ADL 評価
  - ・ 機能予後の見通し
  - ・ 患者の生きがいや価値観等に対する医療者の認識・理解と、患者の機能予後を踏まえて、どのような参加・活動の実現を目標としたリハビリテーションを行っているか、行う予定か。
  - ・ 現在実施しているリハビリテーション、今後行うリハビリテーションが上記の目標にどう関係するか
- (4) 医師は(3)の説明に対し患者・家族がどのように受け止め、反応したかを診療録に記載する。
- (5) 患者が、以後、介護保険によるリハビリテーション等のサービスの利用が必要と思われる場合には、必要に応じて介護支援専門員と協力して、訪問・通所リハビリテーション等を提供する事業所を紹介し、見学、体験(入院中の患者以外の患者に限る)を提案する。



※対象者のなかで標準算定日数の3分の1経過後、過去3ヶ月以内に本管理料を算定していない場合、各リハビリテーション料は100分の90に減算される。

目標設定等支援・管理料を算定していない場合の脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション、運動器リハビリテーション料の減算については、平成28年10月1日から実施されている。

医療保険・介護保険・自立支援制度の疑問に答えるためメール(chiba\_ot@yahoo.co.jp)での問い合わせ、掲示板でのQ&A掲示を開始します。

質問の際は御所属、御名前、御連絡先(メールアドレス又は電話番号)の記載をお願いします。

(内容によってはお答えできない場合があります。また、保険算定については地域差もありますのでご了承のうえ質問して下さい。)

保険部 多田